# 令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドライン

●以下の物品を購入するときは、本ガイドラインの内容をご確認の上、購入してください。

分	野番号/分野名	特定調達品目
1	用紙類	コピー用紙、OA用紙、インクジェットプリンター用紙、色上質紙、画用紙・色画用紙、 宛名ラベル、板目紙
2	文具・事務用品	
	筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、鉛筆、その他マーカー (ホワイトボード用マーカー、サインペン、蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー)
	テープ類	セロファンテープ、クラフトテープ、布粘着テープ、両面粘着紙テープ、製本テープ、 養生テープ、ラベルライター用テープカートリッジ
	紙製品	ノート、付せん、インデックス
	ファイル類	フラットファイル、パイプ式・リング式ファイル、ボックスファイル、個別フォルダー、持ち出しフォルダー、クリアファイル、クリアケース、クリアフォルダー
	その他	のり(液体・固形)(補充用含む)、のり(テープタイプ)、消しゴム、修正液、修正テープ、カッターナイフ、連射クリップ、ステープラー、ステープラーリムーバー、はさみ(剣先・先丸)、定規、スタンプ台、朱肉(印鑑ホルダー含む)、回転ゴム印、テープカッター、カッティングマット、絵の具、黒板ふき、チョーク、OAクリーナー(ウェットタイプ)、マグネットバー、パンチ(手動)、つづりひも、紐類(紙紐、ビニール紐)
3	事務用機器類	机、いす、棚、収納用什器、掲示板、黒板、ホワイトボード
4	OA機器	パソコン、プリンター、コピー機・複合機等、ファクシミリ、電池、トナーカートリッジ(プリンター用)、インクカートリッジ(プリンター用)
5	照明	電球形LEDランプ、LED照明器具
6	文書保存箱	
7	自動車	自動車、タイヤ
8	衣料品等	貸与被服、その他作業服
9	作業手袋	
10	繊維製品等	災害対策用毛布、ふとん、集会用テント、ブルーシート
11	災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、乾パン、保存パン
12	衛生用品	トイレットペーパー、手洗い・食器用洗剤
13	印刷物	定期刊行物(市報・議会だより等)、報告書類(予算書・決算書等)、パンフレット類(パンフレット・チラシ・ポスター等)、封筒
14	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋





(担当) まちづくり部環境経営課 内線 3104・3105

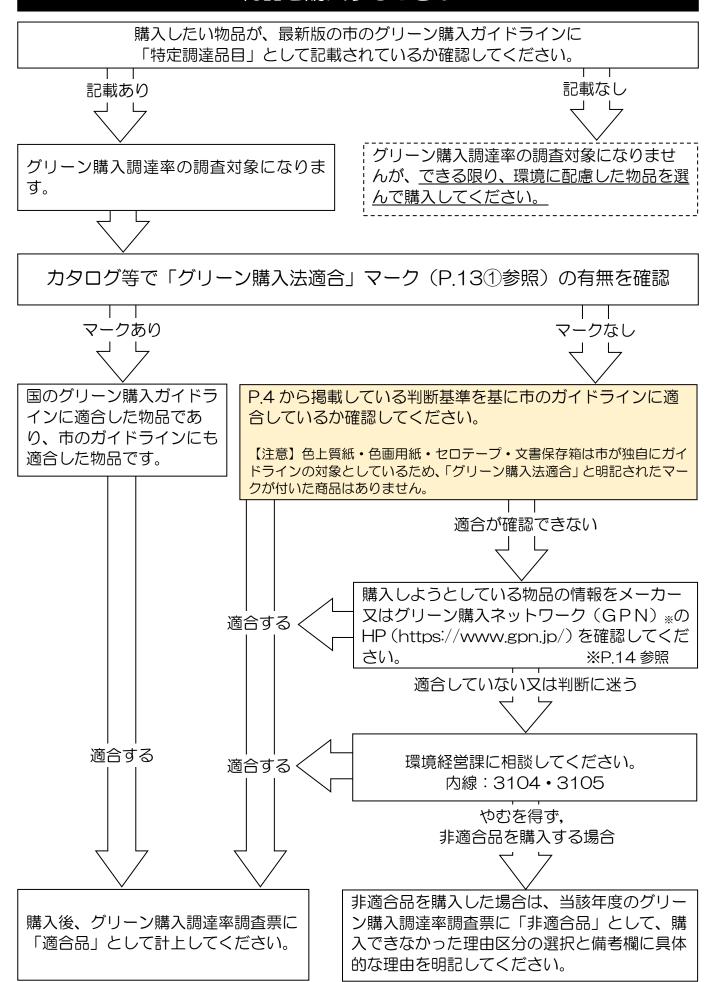
## グリーン購入とは…

- ●「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(以下「グリーン購入法」 という。)に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービ ス(以下「環境物品等」という。)を優先して購入することです。
- ●グリーン購入法では、地方公共団体の責務として、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を 講ずるよう努めるものとする。」と定められています。
  - →市では平成18年10月17日に「グリーン購入基本方針」を定め、この方針に基づき、環境物品等を購入することとしています。
- ●市のグリーン購入ガイドラインは、環境物品等の購入にあたって基準となる品目(以下「特定調達品目」という。)と、その判断の基準(以下「判断基準」という。)を示したもので、国の基準に基づいて作成しています。
  - →国に比べて、市がグリーン購入の対象としている特定調達品目は少なく、判断基準は同等又は緩や かになっています。
  - →色上質紙、色画用紙、セロファンテープ、文書保存箱について、国はグリーン購入の対象外としていますが、市では購入量が多いことから独自の判断基準を作成し、グリーン購入の対象としています。
- ●特定調達品目については、年に1回、市の全組織のグリーン購入調達率を調査し、結果を公表しています。
  - →調達率100%を目指していくため、特定調達品目については、グリーン購入に適合した物品等を購入できなかった理由について調査を行っています。カタログやメーカーHPなどでグリーン購入適合品を確認した上で購入し、購入後はその都度、納品日や品名、数量などを当該年度の調達率調査票(イントラの各課様式に掲載)に記録してください。

※適合品を調達できなかった場合は、調査票備考欄に具体的理由を必ず記載してください。

- ●業務委託等について、市の事務及び事業であることから、業務委託仕様書などには、「国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、可能な範囲でグリーン購入を推進すること」といった内容を記載し、グリーン購入を促進してください。なお、業務委託、指定管理者制度の導入業務については、調達率調査の対象とはしません。
- ◆このガイドラインに掲載されていない物品であっても、環境に配慮した物品を購入するように心がけましょう。
  - →蛍光灯については、「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」にて令和9年(2027年)12月31日までに製造・輸入出を段階的に廃止することが決定されたことに伴い、令和7年度から、特定調達品目対象外にしています。やむを得ず購入する場合には、省電力型(省電力設計:品番FL40SSENW37Kのように二重線の部分に数字が入っているものやHfインバータ方式の器具)を購入しましょう。
- ◆プラスチック製品・ペットボトルの購入は極力控えましょう(災害備蓄用飲料水を除く。)。
- ◆購入した物品については、使い捨てではなく大切に長く使用しましょう。

# 物品を購入するときは…



### 特定調達品目一覧

1	用 紙 類				
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項		
1	コピー用紙 *大型図面コピー用紙 は対象外	・総合評価値80以上であること(総合評価値は 外箱や包装紙に記載されています。)。	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。		
2	OA用紙 *ミシン目入り、帳票等 のコンピュータ専用 紙が対象	・古紙、森林認証材※、間伐材※のいずれかが 含まれていること。			
3	インクジェットプリンター 用紙 *写真用の専用紙は 対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。			
4	色上質紙(白色も含む。) *折り紙、ケント紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること(市独自基準)。			
(5)	画用紙・色画用紙 *折り紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること(市独自基準)。			
6	宛名ラベル *シールタイプのラベ ル紙が対象	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。			
7	板目紙	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。			

<sup>※</sup>森林認証材とは、適正な管理がされている森林等から産出されている認証を受けた木材のことです。

<sup>※</sup>間伐材とは、木々が過密なところから、計画的に伐採された木材のことです。

2	文具·事務用品		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
	(文具類共通)	・再生材の条件を満たすこと。 1) プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使スプラスチックがプラスチック重量の 40%以上使スプラステックであって、環境負在いること。現代であったものがユーマオカスチックを重要する。 では、間では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・プログラス である

※ポストコンシューマ材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのことです。

	【筆記用具】		
8	シャープペンシル	・再生材を使用していること。	
9	シャープペンシル替芯	・ボールペンについては芯が交換できること。	
10	ボールペン		
(1)	鉛筆		
12	その他マーカー (ホワイトボード用マー カー、サインペン、蛍 光ペン、油性マーカ ー、水性マーカーを含 む。)	・再生材を使用していること。 ※本体が金属やガラスのものは対象外	
	【テープ類】		
13	セロファンテープ	・再生材を使用していること(色テープを除	
<u>(14)</u>	クラフトテープ	< 。)。	
15	布粘着テープ		
16	両面粘着紙テープ		
<b>17</b> )	製本テープ		
18	養生テープ		
19	ラベルライター用 テープカートリッジ	・再生材を使用していること。または、リユース (再使用)が可能であること。	

	【紙製品】		
20	ノート	・表紙、中紙に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	・古紙配合率のできるだけ 高い製品を選ぶこと。
21)	付せん	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
22	インデックス	・ラベル、はく離紙に古紙、森林認証材、間伐材 のいずれかが含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	
	【ファイル類】(ファイル類	頭の区分(一例)15~16ページ参照)	
23	フラットファイル (伸縮式を含む。)	・再生材を使用していること。	・(表紙が紙製の場合)古紙配合率のできるだけ高い
24)	パイプ式・リング式ファ イル	<ul><li>表紙芯材に再生材が含まれていること。</li><li>とじ具が分離可能であること。</li></ul>	製品を選ぶこと。
25	ボックスファイル	<ul><li>古紙が含まれていること。</li></ul>	
26	個別フォルダー		
27)	持ち出しフォルダー		
28-1	クリアファイル	・再生材を使用していること。	
28-2	差替え用クリアポケット		
29	クリアケース		
30	クリアフォルダー	・再生材を使用していること。または紙製の製 品であること。	
	【その他】		
31)	のり(液体・固形) (補充用・詰め替え用を 含む。)	・容器に再生材を使用していること。	
32	のり(テープタイプ)	・容器に再生材を使用していること。	
33	消しゴム ※紙ケースに包まれた ものが対象	・ケースに古紙、森林認証材、間伐材のいずれ かが含まれていること。	
34)	修正液	・本体に再生材を使用していること。	
35	修正テープ		
36	カッターナイフ		
37)	連射クリップ		
38	ステープラー		
39	ステープラーリムーバー		
40	はさみ(剣先・先丸)	・ハンドル部分に再生材を使用していること。	
<u>41</u> )	定規	・再生材を使用していること。	
42	スタンプ台・朱肉(印鑑 ホルダーを含む。)	・インク又は液が補充できること。	
43	回転ゴム印	・再生材を使用していること。	
44	テープカッター		
45	カッティングマット		
46	絵の具	・容器に再生材を使用していること。	
47)	黒板ふき	・本体に再生材を使用していること。	
48	チョーク	・再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用 されていること。	
49	OAクリーナー(ウェット タイプ)	・容器に再生材を使用していること。	

50	マグネットバー	・再生材を使用していること。	
51)	パンチ(手動)		
52	つづりひも		
63	紐類(紙紐·ビニール 紐)		

3	事務用機器類					
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項			
64	机 (事務用のほか、折り 畳み等を含む。)	次のいずれかの要件を満たすこと。 1) 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア プラスチックの場合にあっては、再生プラ	・修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易で			
<b>6</b> 5	いす (事務用のほか、折り 畳み等を含む。)	スチックがプラスチック重量の10%以上 使用されていること。 イ 木質の場合にあっては、間伐材、合板・	ある等部品の再使用若しく は素材の再生利用が容易 になるような設計がなされ			
66	棚 *全て金属製の場合は 対象外	製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ウ紙の場合にあっては、紙の原料に古紙が含まれていること。	ていること。 ・ホルムアルデヒドの発散量 が少ないこと。 ・製品の原材料調達から廃			
67	収納用什器	2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等の ものであること。	棄・リサイクルに至るまで のライフサイクルにおける			
58	掲示板	500 (00 0 ± 20 0	温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づきニ			
59	黒板		酸化炭素相当量に換算し て算定した定量的環境情			
60	ホワイトボード		報が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわた りカーボン・オフセットされ た製品であること。			

4	O A 機 器		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
60	パソコン	・省エネ法のトップランナー基準を満たしている こと。 ※13 ページのマークを参照	<ul><li>プラスチック部品に、再生 プラスチックが使用されて いること。</li><li>修理及び部品交換が容易</li></ul>
62	プリンター	・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等の ものであること。	である等、長期間の使用 が可能な設計がなされて
63	コピー機・複合機等	<ul> <li>・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。</li> <li>※13ページのマークを参照</li> <li>・少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</li> </ul>	いること。又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること(コピー機・複合機等を除く。)。・製品の原材料調達から廃
<b>@</b>	ファクシミリ	・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等の ものであること。	乗・リサイクルに至るまで のライフサイクルに記した。 温室効果ガス排出量を地 球温暖化係数に基づき二 酸化炭素相当量に換算し て算定した定量的環境情 報が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわた りカーボン・オフセットされ た製品であること。
63	電池 *ボタン電池やリチウム 電池は対象外	・次のいずれかの要件を満たすこと。 1) 一次電池にあっては、表1(次ページ)に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 2) 小型充電式電池(二次電池)であること。	・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること
69	トナーカートリッジ (プリンター用)	<ul><li>・次のいずれかの要件を満たすこと。</li><li>1) リサイクルトナーカートリッジであること。</li><li>2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li></ul>	
67	インクカートリッジ (プリンター用) *インクボトル(インク容 器単体で構成される 製品)は対象外	<ul><li>・次のいずれかの要件を満たすこと。</li><li>1)リサイクルインクカートリッジであること。</li><li>2)エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li></ul>	

表1(アルカリ電池の多くはグリーン購入法に対応しています。グリーン購入法適合マークを御確認ください。)

		放電試験条件			最小平均持続時間
通称	主な用途など	放電負荷	1日当たりの 放電時間	終止電圧	初度
	携帯電灯	2.2 Ω	注1	0.9∨	750 分
単1形	モータ使用機器・玩具	2.2 Ω	1時間	V8.0	16 時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9∨	11 時間
	モータ使用機器・玩具	3.9 Ω	1時間	V8.0	14 時間
単2形	携帯電灯	3.9 Ω	注1	0.9∨	790 分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9∨	8時間
	高負荷機器	1,500mW 650mW	注2	1.05∨	40 回
	携帯電灯(LED)	3.9 Ω	注3	0.9∨	230 分
単3形	モータ使用機器・玩具	3.9 Ω	1時間	V8.0	5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9∨	5時間
	CDプレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9∨	15 時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30 時間
	携帯電灯	5.1 Ω	注3	0.9∨	130 分
単4形	モータ使用機器・玩具	5.1 Ω	1時間	0.8V	120 分
半4形	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9∨	12 時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5 時間

備 考)初度の最小平均持続時間に対する 12 か月貯蔵後の最小平均持続時間の 比率は 90%以上であること。

注1: 4分放電・11 分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2: 5分放電(1,500mW の2秒放電・650mW の 28 秒放電の交互放電)・55 分放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。

注3: 4分放電・56 分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4: 1時間放電・7時間放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。 注5: 1時間放電・11 時間放電休止の周期を 24 時間連続して繰り返す。

注6: 15 秒放電・45 秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

5	照明			
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項	
68	電球形LEDランプ *一般照明として使用 するLED使用の電球 形ランプが対象	・定格寿命が 40,000 時間以上であること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等の ものであること	・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情	
69	LED照明器具	・モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ・特定の化学物質が含有基準値以下であり、 含有情報が公表されていること。	で昇足した足量的環境情報が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。	

(注) 振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)は対象 外とします。

6	文書保存箱				
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項		
70	文書保存箱	・古紙が含まれていること(市独自基準)。	・古紙配合率のできるだけ 高い製品を選ぶこと。		

7	自動車				
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項		
7)	自動車 *特殊自動車及び二輪 車は対象外	<ul><li>・次世代自動車であること※</li><li>・ハイブリッド車(HV)については、低排出ガス車認定制度の基準に適合していること。</li><li>※13ページのマークを参照</li></ul>			
72	タイヤ(乗用車用) *乗用車以外の貨物車 (軽バン)等のタイヤ は対象外 *スタッドレスタイヤは 対象外	・転がり抵抗係数が 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。 ※低燃費タイヤ統一マーク(13ページ参照)が表記されていれば上記基準を満たします。	・製品の長寿命化に配慮されていること。 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。		

- (注) 特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外とします。
- ※ 次世代自動車:電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド車(HV)のことです。

8	衣料品等		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
73	貸与被服 *条例等により貸与さ れる被服が対象	<ul><li>・次のいずれかの条件を満たすこと。</li><li>1)製品にポリエステルが使用されている場合、再生PET樹脂からつくられるポリエス</li></ul>	
74	その他作業服 *上記以外の被服が 対象	テル等の再生材料を使用していること。 2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等 のものであること。	

(注) その機能、品質に支障が無いことが確認された場合に適用します。

9	作業手袋		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
73	作業手袋 *滑り止め加工がされている場合は、滑り止め部分を除く。 *皮手袋等特殊な用途に使用する場合は対象外	・次のいずれかの要件を満たすこと。 1)繊維が使用されている製品については、再生材料を使用していること。 2)未利用繊維※について、製品全体重量比で50%以上使用していること。	

※未利用繊維:綿の種子まわりのうぶ毛のようなコットンリンターや紡績時に発生する 短い繊維など本来なら利用されないものを生かした繊維(図1)



図1

10	繊 維 製 品 等		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
76	災害対策用毛布	・製品にポリエステルが使用されている場合、 再生PET樹脂からつくられるポリエステル等 の再生材料を使用していること。	
77	ふとん	の再生物料を使用していること。	
78	集会用テント	・再生材料を使用していること。	
79	ブルーシート		

11	災害備蓄用品		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
80	災害備蓄用飲料水	・賞味期限が5年以上であること。 ・製品に名称、原材料、内容量、賞味期限、保 存方法及び製造者名が記載されていること。	
81)	アルファ化米	賞味期限が5年以上であること。	
82	乾パン	・製品に名称、原材料、内容量、賞味期限、保 存方法及び製造者名が記載されていること。	
83	保存パン		

12	衛 生 用 品		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
84	トイレットペーパー	- 古紙配合率100%であること。	
<b>8</b> 5	手洗い・食器用洗剤 *特殊用途※ <sup>1</sup> は対象 外	・純石けん(固形又は液体)を使用すること。	・必ず成分表示を確認し、 極力石けん※2成分以外の 成分が含まれていない製 品を選択すること。

<sup>※1</sup> 特殊用途とはウイルス対策・殺菌が求められる場合や、利用に支障がある場合(衛生面、機器の性能等) のことを指します。

### ※2 石けん

純石けんは、「脂肪酸ナトリウム」又は「脂肪酸カリウム」が主成分です。

複合石けんは、「石けん素地」、「カリ石けん素地」、「カリ含有石けん素地」が成分に含まれています。

それ以外の成分が含まれる場合は、厚生労働省のホームページ等で、その成分が人体に与える影響も考慮し 選択してください。

13	印刷物		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
86	定期刊行物 (市報・議会だよ り等)	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。 ・植物性インキを使用すること。	・古紙配合率のできるだけ高い製 品を選ぶこと。
87	報告書類 (予算書·決算書 等)	・表紙、本文に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。 ・本文の白色度80%程度以下であること。	<ul><li>古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。</li><li>植物性インキを使用すること。</li></ul>
88	パンフレット類 (パンフレット・チ ラシ・ポスター 等)	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
99	封筒	<ul><li>・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li><li>・窓開き封筒については、窓の部分はグラシン紙を使用し、印刷の際に「この封筒は窓部分を含めて再利用できますので、資源ごみとしてお出しください。」と明記すること。</li></ul>	

14	ご み 袋 等		
通番	特定調達品目	判 断 基 準	配慮事項
99	プラスチック製ご み袋 (焼却処理に使 用するごみ袋) *厚さ 0.05mm 以 上のものは対 象外	<ul> <li>・次のいずれかの要件を満たすこと</li> <li>1)次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。</li> <li>ア・バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。</li> <li>イ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</li> <li>ウ・上記ア又はイに関する情報が表示されていること。</li> <li>エ・プラスチックの添加物として充填剤が使用されていないこと。</li> <li>エ・プラスチックの添加物として充填剤が使用されていないこと。</li> <li>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> <li>※13ページのマークを参照</li> </ul>	<ul> <li>・シートの薄肉化等の軽量化が図られていること。</li> <li>・バイオマスプラスチックの配合率がストマスが高いことが表別のでは、</li> <li>・ポストコンシューマ材が可能なのでは、</li> <li>・ポストコンシューマががのできる。</li> <li>・製品の原材料調達でのライフがのできる場合のいたができまでのでは、</li> <li>・製品ののできますが、</li> <li>・製品のができますが、</li> <li>・製品のできまずが、</li> <li>・製品のできまずが、</li> <li>・製品のできまずが、</li> <li>・製品のできまずが、</li> <li>・製品のできまが、</li> <li>・製品できまが、</li> <li< th=""></li<></ul>

※ポストコンシューマ材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのことです。

# ①グリーン購入法の適合品に関するマーク







※メーカーやカタログにより異なります。

国分寺市グリーン購入ガイドラインの判断基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律(グリーン購入法)」の判断基準に準じていますので、グリーン購入法の適合品を調達してください。

国が指定する適合品のマークはありませんが、メーカーやカタログなどでは独自のマークによって、 適合品であることを表示しています。

② 環境配慮商品に関するマーク			
エコマーク	森林認証マーク	間伐材マーク	
	PEFC FSC FSC FSC Transmitted Country Advisorable Country Advisorab	Control of the contro	
カタログ又は業界独自のマークであり、市のガイドラインに適合している場合があります。市のガイドラインを御確認ください。	適正な管理がされている森 林から産出されている木材であ ることを証明するマークです。	木々が過密なところから計画的に 伐採された木材であることを証明する マークです。	

OA機器の判断の基準となるマーク	自動車の判断の基準となるマーク	タイヤの判断の基準となるマーク
国際エネルギー スタープログラム	低 排 出 ガ ス 車 認定ステッカー	低燃費タイヤ統一マーク
Energy STAR	低排出ガス車 (低排出ガス車認定75%低減レベル)	低燃費タイヤ
オフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。経済産業省が運営する制度です。	ス車認定制度の認定を受けたこ	転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級が a ~dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図ります。

# 植物を原料としたプラスチックを含んだ製品につけられるマーク

バイオマスマーク

バイオマスプラスチックマーク





植物由来の資源(バイオマス)物質を 10%以上含んだ製品につけられているマークです。

一般社団法人日本有機資源協会が運営する制度です。

植物由来の資源(バイオマス)物質を 25%以上 含んだ製品につけられるマークです。

日本バイオプラスチック協会が運営する制度です。

# その他環境に関するマーク ジリーンマーク PETボトルリサイクル 推奨マーク JIS規格として導入された表示制度です。トップランナー基準を達成している製品は緑色のマークです。(公財)古紙再のマーク、達成していない製品は橙色のマークで表示をしています。 は橙色のマークで表示をしています。 ます。

知って います か?

# グリーン購入ネットワーク (GPN)

グリーン購入ネットワーク(GPN)とは、グリーン購入の取組を促進するために設立された、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、民間団体等による緩やかなネットワークです。購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を、製品ごとにリストアップし、「GPNグリーン購入ガイドライン」を作成しています。

これに基づいて、製品・サービスの環境情報を公開しているのが「エコ商品ねっと」で、GPNグリーン購入ガイドラインの対象分野を明示し、ガイドラインに沿った環境情報を提供しています。市のガイドラインと合致する基準もあるため、双方のガイドラインを確認することにより適切な調達につながります。 (カタログ掲載例)

事務用品事業者が提供するカタログには、エコ商品ねっとに 掲載されている商品を「GPN掲載」と掲載していることもあり ますので、ぜひ参考としてみてください!







文具·事務用品	
【ファイル類】	
フラットファイル (伸縮式を含む)	
パイプ式ファイル	
D型リングファイル 丸型リングファイル	
ボックスファイル	BONGHILE TO SERVICE TO
個別フォルダー	

